示談書

山田太郎（以下「甲」という。）と佐藤花子（以下「乙」という。）は、令和8年10月5日に起きた次の件（以下「本件」という。）について、次のとおり示談した。

本件：甲が自転車で走行中、乙の自宅前に止めてあった乙所有の原動機付自転車に接触し、前輪と外装を破損した件

1. 甲は乙に対し、本件の損害の賠償金として金壱拾八万円（¥180,000）を支払う義務があることを認める。
2. 甲は、前条の金額を、令和8年11月30日までに、乙の指定する次の口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。（サンプル銀行　見本支店　普通　7654321　サトウ　ハナコ）
3. 甲が支払を遅らせたときは、遅れた額に対し年3%の割合による遅延損害金を支払う。
4. 甲と乙は、本件とこの示談の内容を、正当な理由なく第三者に話さない。
5. 甲と乙は、本件に関し、この示談書に定めるもののほかに何らの債権債務もないことを、互いに確認する。

この示談の成立を証するため本書2通を作成し、甲と乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年11月12日

甲

住所　東京都千代田区サンプル町1-2-3

氏名　山田太郎　　印

乙

住所　東京都千代田区見本町4-5-6

氏名　佐藤花子　　印